

災害配慮基準確認報告書

様

年 月 日

申請者 住所
氏名
電話番号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定申請に際し、法第6条第1項第4号の規定に基づく自然災害による被害の発生防止又は軽減の配慮の基準である令和4年1月21日滋賀県告示第24号については下記のとおりであることを報告します。
なお、この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

法令名称		区域名称・指定番号等		備考
災害危険区域 (浸水警戒区域)	<input type="checkbox"/>	区域内		
	建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域	<input type="checkbox"/>		
地すべり防止区域 (砂防指定)	<input type="checkbox"/>	区域内		
	地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域	<input type="checkbox"/>		
地すべり防止区域 (森林指定)	<input type="checkbox"/>	区域内		
	地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域	<input type="checkbox"/>		
急傾斜地 崩壊危険区域	<input type="checkbox"/>	区域内		
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域	<input type="checkbox"/>		
土砂災害 特別警戒区域	<input type="checkbox"/>	区域内		
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域	<input type="checkbox"/>		

※ □欄には、該当箇所に「レ」を付してください。

※ 区域内であれば原則認定不可。ただし、長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置が講じられていると知事が認める場合にあっては認定可とする場合がある。計画地が区域内の場合、所管行政庁と協議のうえ、前述のことを証する書類等を添付すること。